

## 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の追加項目について

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として申請する際には、次の項目を参考として運営規程に追加してください。

運営規程の記載例	作成にあたっての留意事項
<p>(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)</p> <p>第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。</p> <p>(1) 相談</p> <p>平時から緊急時における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能。</p> <p>(2) 緊急時の受け入れ・対応</p> <p>短期入所事業等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急時における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。</p> <p>(3) 体験の機会・場</p> <p>障害者施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立にあたって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。</p> <p>(4) 専門的人材の確保・養成等</p> <p>医療的ケアや強度行動障害、高齢化に伴い重度化した障害者に対し、専門的な対応を行う体制の確保や人材養成を行う機能。</p>	<p>各事業所の実態に応じて、(1) から (4)のうち実際に担う機能を記載してください。</p>

注) 上記に示した運営規程は記載例であり、各事業の実態に応じた規程とし、地域生活支援拠点等についての内容を御理解いただいた上で作成をお願いいたします。